

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には徴収猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年度期比が概ね20%以上減少）があった方は、申請により徴収の猶予を受けることができます
（徴収猶予の特例）

《要件》

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

《対象》

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、軽自動車税、固定資産税などほぼ全ての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象。
申請が認められると、納期限から最大1年間、無担保かつ延滞金なしで猶予

徴収猶予の特例の申請方法

以下の提出書類を、納期限(※注)までに申請してください。

《提出書類》

- ・徴収猶予の特例申請書(村ホームページ・村役場窓口にあります)
- ・預金通帳、売上帳、現金出納帳、給与明細書等の前年・当年の収支状況がわかる書類
- ・財産収支状況書(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合)
- ・財産目録及び収支の明細書(猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合)

◎徴収猶予の特例の申請時には以下の点をご留意ください。

- ・各税の納期限までに申請が必要です。

(※注)令和2年6月30日又は猶予を受けようとする村税の納期限のいずれか遅い日まで。

(例) 納期限が令和2年4月30日の場合→申請期限 令和2年6月30日

(例) 納期限が令和2年7月31日の場合→申請期限 令和2年7月31日

- ・一つの税目で納期限が複数あるものは、納期限が翌月に到来する程度のもの以外は、納期限が来る度に申請書の提出が必要となります。

《お問い合わせ先》

渡嘉敷村役場 総務課 税政係
土地係

098-987-2321